

令和6年度 北九州市国民健康保険料の計算方法

【医療分】

区分	料率	納めていただく保険料
均等割額	1人当たり 23,170 円	人 (1) 円
平等割額	1世帯当たり 27,140 円	(2) 27,140 円
所得割額	Aさん：総所得金額等－基礎控除43万円（マイナスになる場合は0円） 円－43万円＝円(a)	所得割料率 (3) 円
	Bさん：総所得金額等－基礎控除43万円（同上） 円－43万円＝円(b)	
	Cさん：総所得金額等－基礎控除43万円（同上） 円－43万円＝円(c)	
	：	
	計(a+b+c+…)	
合計	1年間の保険料（ただし、650,000円が限度額です）	(4)=(1)+(2)+(3) 円

※ 年度途中で加入し保険料を月割りで計算する場合

$$\frac{\text{1年間の保険料(4)}}{\text{円}} \times \text{ /12月} = \text{円(5)}$$

10円未満切捨て

【支援金分】（対象となる者は、医療分と同様です。）

区分	料率	納めていただく保険料
均等割額	1人当たり 9,700 円	人 (6) 円
平等割額	1世帯当たり 11,370 円	(7) 11,370 円
所得割額	Aさん：総所得金額等－基礎控除43万円（マイナスになる場合は0円） 円－43万円＝円(a)	所得割料率 (8) 円
	Bさん：総所得金額等－基礎控除43万円（同上） 円－43万円＝円(b)	
	Cさん：総所得金額等－基礎控除43万円（同上） 円－43万円＝円(c)	
	：	
	計(a+b+c+…)	
合計	1年間の保険料（ただし、240,000円が限度額です）	(9)=(6)+(7)+(8) 円

※ 年度途中で加入し保険料を月割りで計算する場合

$$\frac{\text{1年間の保険料(9)}}{\text{円}} \times \text{ /12月} = \text{円(10)}$$

10円未満切捨て

（医療分＋支援金分）の所得割額を除く料金（均等割額＋平等割額）

区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基本料金	71,380円	104,250円	137,120円	169,990円	202,860円	235,730円

【介護分】（対象となる者は、被保険者のうち40歳以上65歳未満の者に限ります。）

区分	料率	納めていただく保険料	
均等割額	1人当たり 9,660 円	人 (11) 円	
平等割額	1世帯当たり 8,400 円	(12) 8,400 円	
所得割額	Aさん：総所得金額等－基礎控除43万円（マイナスになる場合は0円） 円－43万円＝円(a)	所得割料率 (13) 円	
	Bさん：総所得金額等－基礎控除43万円（同上） 円－43万円＝円(b)		
	：		
	計(a+b+…)		円 × 3.14/100＝
	合計		1年間の保険料（ただし、170,000円が限度額です）

※ 年度途中で加入し保険料を月割りで計算する場合

$$\frac{\text{1年間の保険料(14)}}{\text{円}} \times \text{ /12月} = \text{円(15)}$$

10円未満切捨て

介護分の所得割額を除く料金（均等割額＋平等割額）

区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基本料金	18,060円	27,720円	37,380円	47,040円	56,700円	66,360円

【国民健康保険料の合計額】

医療分 (4)又は(5) 円	+	支援金分 (9)又は(10) 円	+	介護分 (14)又は(15) 円	=	合計 円
-------------------	---	---------------------	---	---------------------	---	---------